

# 業務指示書

## ルワンダ国キガリ市ンゾベ - ノトラ送水幹線強化計画協力準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年8月23日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年8月28日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としてします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としてします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：上水道計画に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／水道計画／送水管）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水道計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ルワンダ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 施設計画・設計／地質】

- 1) 類似業務の経験：水道施設計画・設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ルワンダ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年9月1日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

現地での再委託経費

- ・地形測量
- ・地質・地盤調査
- ・環境社会配慮

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(RWF1 = 0.136280

円, US\$1 = 112.185000

円, EUR1 = 127.430000

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/水道計画/送水管  
施設計画・設計/地質

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.90 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年9月22日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
ルワンダ国キガリ市ンゾベ - ノトラ送水幹線強化計画協力準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／水道計画／送水管	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 施設計画・設計／地質	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

ルワンダ共和国政府は国家開発計画「Vision 2020」において、給水施設・給配水管を含む経済発展に資するインフラ整備を最優先課題の一つとしている。特に首都キガリ市においては、その人口は2012年には約113万人（2013年キガリ市マスタープラン）だったが、2025年には約250万人になる見込であり（同マスタープラン）、給水サービスの拡張が大きな課題となっている。

現在、キガリ市は、3つの浄水場（ンゾベ（Nzove）浄水場とカレンジェ（Karenge）浄水場、キミサガラ（Kimisagara）浄水場）からの水生産量約82,000 m<sup>3</sup>/日で市内の水需要に対応している。このうちンゾベ浄水場からのンゾベ送水系は同市全体の水生産量のうち約50%を担っており、同市において最も大きい送水ネットワークとなっている。

ンゾベ送水系では、ンゾベ浄水場で生産された総生産量の約95%が、その送水ポンプによってンゾベ-ノトラ（Ntora）送水幹線を経てノトラ配水池へ送水されている。その後、自然流下で34カ所の配水池へ分配され、キガリ市内全35セクターのうち23セクターで配水が行われている。ンゾベ浄水場では、将来的な人口増による水需要増に対応するため、その水生産能力を拡充し、2017年8月には約2.1倍（約105,000 m<sup>3</sup>/日）の水生産開始を予定している。

ンゾベ送水系はキガリ市において最も重要なネットワークであるが、その基幹となるンゾベ-ノトラ送水幹線に問題を抱えている。まず、その口径が小さいことから、ンゾベ浄水場で生産される水量に応じた送水量を確保できていない。低所にあるンゾベ浄水場とノトラ配水池の間には標高差が約193 mあるため高水圧での送水が行われており、同送水幹線が損傷する懸念も高い。実際に、同送水幹線では2017年3月にルワンダ側が緊急修理を行うまでは顕著な漏水が発生しており、その漏水率は同区間だけで約18%であった。

こうした状況を踏まえ、我が国は2016年10月から2017年2月にかけて、「ルワンダ共和国都市給水に係る基礎情報収集・確認調査」（以下、「基礎調査」という。）を実施し、キガリ市の給水サービスの現状と課題を分析して給水セクターにおける優先度の高い案件の検討を行った。この調査結果も踏まえ、当国政府は緊急性の高いンゾベ-ノトラ送水幹線の増強を主な目的とした無償資金協力「キガリ市ンゾベ-ノトラ送水幹線強化計画」（以下、「本事業」という。）に係る支援を日本国政府に対し要請した。JICAは、関連情報を収集し、本事業を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を確認すると共に、適切な概略設計、事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うための協力準備調査（以下、「本調査」という。）を実施することとなった。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト目標：

キガリ市において、ンゾベ-ノトラ送水幹線等の増強・改善を行うことにより、給水サービスのための基盤施設の整備を図り、送水の効率化、安定化に寄与する。

#### (2) プロジェクトの成果：

キガリ市において、ンゾベ - ノトラ送水幹線の増強やンゾベ浄水場の送水ポンプ設備の改善等が行われる。

(3) プロジェクトの概要：

現時点で想定される事業スコープは、①ンゾベ - ノトラ送水幹線の増強と②同送水幹線から分岐している配水管の付け替え、③ンゾベ浄水場の送水ポンプ設備の改善、④ノトラ配水池の拡張（※本調査でその必要性も検討）である。

(4) 対象地域（サイト）

ルワンダ キガリ市内

(5) 関係官庁・機関

責任官庁：インフラ省（Ministry of Infrastructure）

実施機関：水衛生公社（Water and Sanitation Corporation。以下、「WASAC」という。）

### 3. 業務の目的

無償資金協力の活用を前提として、本調査にて、本事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、本事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、ルワンダ政府から要請のあった「キガリ市ンゾベ - ノトラ送水幹線強化計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、以下の2回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査には、JICAから調査団員が参加することを想定している。

① 第1次現地調査（2017年11月から約4カ月間を想定）：新規送水管ルートの特定制や事業スコープの確認を行い、概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行う

② 第2次現地調査（2018年8月に約0.3カ月間を想定）：報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調

査の過程で随時十分 JICA と協議する。コンサルタントは JICA が開催する一連の会議へ参加する。

(3) 技術協力プロジェクト「ルワンダ国無収水対策強化プロジェクト」との情報共有及び既存資料の活用

本事業の実施機関となる WASAC をカウンターパートとし、現在、技術協力プロジェクト「ルワンダ国無収水対策強化プロジェクト」(2016年8月～2019年6月)を実施中である。本調査では同技術プロジェクトと密な情報共有を行い、本事業の施設計画や設計、維持管理計画、ソフトコンポーネント計画等の検討においてその成果を十分に活用する。

また、本調査においては、2016年10月～2017年2月に実施した基礎調査等、過去に実施した関連案件の調査報告書等の既存資料を十分活用し、調査の重複を避ける。

(4) 関連事業との整合性の確保

キガリ市マスタープラン (Kigali City Master Plan 2013) 等に基づき、道路等のインフラ整備が進んでいる。本調査においては、関連する開発計画や実施中の事業との整合性を確認し、インフラ省 (Ministry of Infrastructure) やキガリ市等の関係機関と十分な協議を行う。その上で最適な送水管の布設ルートや施工方法、仮設工等を検討する。

(5) インゾベ浄水場の将来計画の確認

インゾベ浄水場では、2016年3月にインゾベ II 浄水場 (25,000 m<sup>3</sup>/日) の新設が完了し、現在の処理能力は 50,000 m<sup>3</sup>/日である。現在、2017年8月の竣工を目指してインゾベ II 浄水場の拡張 (15,000 m<sup>3</sup>/日) と新インゾベ I 浄水場の新設 (40,000 m<sup>3</sup>/日) が行われており、処理能力が計 105,000 m<sup>3</sup>/日に増強される予定である。

本調査でインゾベ浄水場の将来計画を十分確認し、その内容と整合性のある計画を策定する。

(6) 施工計画及び施設計画、機材計画の検討

本事業で対象とする既存施設の概略は、別紙 1「インゾベ - ノトラ送水幹線周辺の現在の概略図」の通りである。これに対し、想定する事業スコープは以下の通りである。

① インゾベ - ノトラ送水幹線の増強

② ノトラ配水池の周辺地域への配水管 (インゾベ - ノトラ送水幹線から直接分岐) 付け替え

③ インゾベ浄水場の送水ポンプ設備の改善

④ ノトラ配水池の拡張 (※本調査でその必要性も検討)

※ノトラ配水池から下流に位置する施設 (下流地域への送水幹線とカチル (Kacyiru) 地域への配水管を含めた下流の施設) は、本事業のスコープ外

現時点で把握している課題とその対応方針は以下の通りであるが、改めて対象施設の現状を詳細に把握して事業スコープを確認し、事業コストや事業効果、WASAC の技術力等を十分考慮して施工計画や施設計画、機材計画を検討する。

また、コスト縮減や現地の維持管理の持続可能性に十分配慮することを基本原

則とするが、品質確保や工期の短縮、ライフサイクルコストの低減等の観点から日本の技術や機材の活用が望ましいと判断される場合は、積極的にそれらの活用を検討する。

#### 1) ソンベ - ノトラ送水幹線に関する問題

- ① 口径 (600 mm) が不十分で、ノトラ配水池への計画送水量を送水できない
- ② ソンベ - ノトラ送水幹線の一部は、湿地帯に布設されている。そのルートにおいて、水管橋により 2 カ所で河川を横断しているが、うち 1 カ所で 2014 年から大量の漏水が確認されていた。2017 年 3 月に WASAC が応急措置を行い、現在は漏水が止まっているが、河川の増水による洗掘とそれによって生じたと思われる地盤支持力の低下により水管橋橋台が傾斜しており、漏水が再発してもおかしくない状況である
- ③ ソンベ浄水場の送水ポンプ設備とノトラ配水池には 193 m の標高差があり、高水圧での送水を行っている。WASAC が作成中の GIS マッピングデータ (米国 Esri 社と契約して実施中) によれば、送水幹線には呼び水圧 PN16 の管材が使用されている。一方、送水ポンプの送水圧は約 23.3 bar であり、管の許容を超えた送水圧が送水管に作用している
- ④ 頻発する停電等により、ソンベ浄水場の送水ポンプを頻繁に停止している。水撃圧を低減するためにサージタンクが設置されているものの、送水管に大きな負荷がかかっていると思われる
- ⑤ ノトラ配水池の周辺地域への配水管や、ルンダ (Runda) 及びキガリ (Kigali) セクターへの送水管が、ソンベ - ノトラ送水幹線から直接分岐されており、運用上の問題がある

こうした現状を踏まえ、本事業では以下の方針を想定している。

- ① 既存のソンベ - ノトラ送水幹線を廃止し、新規布設を行う。本事業においては、既存の送水幹線施設の補修や撤去等は想定していないため、当国側とその扱いについて合意をしておく必要がある
- ② 現時点で、新規送水管ルートについては基礎調査で提案した案を想定する。その総延長は約 11.3 km が見込まれるが、新規送水管は幹線道路沿いや湿地帯での布設が想定されており、本調査においては改めて新規送水管ルート案を詳細に調査し、送水効率やコスト、環境社会配慮等の観点を踏まえ、必要に応じてルートの再検討を行う。また、安全対策や道路占有等に関する許認可、埋設済の送電線等への配慮を十分考慮した施工計画とする。施設計画に際しては防災の観点にも十分留意し、対象地域において起こり得る災害とその備えについて必要な検討を行う
- ③ 新規送水管の口径は 800 mm を見込んでいるが、ソンベ浄水場での計画生産水量や計画送水量、同浄水場のポンプ能力等を考慮し、改めて検討を行う
- ④ ソンベ浄水場からの送水量や新規送水管の口径、施設の運用計画等を踏まえ、ソンベ浄水場のポンプ設備の改善 (水撃圧対策の改善を想定) を検討する。既存ポンプの増強は現時点で想定しないが、必要に応じてその検討も行う
- ⑤ 流量の確認や送水管の弁操作、ポンプの稼働等をコントロールできる適切なシステムを構築する
- ⑥ ノトラ配水池の周辺地域への配水管については、その運用状況を確認し、配



水管の付け替えや高架水槽の設置等、適切な改善策を検討する。ただし、同配水地域における配水支管の付け替え等は、本事業のスコープ外とする

- ⑦ ソベ - ノトラ送水幹線から直接分岐しているルンダ及びキガリセクターへの送水管の付け替えについては、本事業のスコープ外とする。これは WASAC 側が自身のプロジェクトとして付け替えを行う予定であるが、その実施時期等がまだ明確でない。本調査でその計画内容を確認し、本事業で必要とされる対応について検討する。また、両セクターへの送水が継続して行われるよう、相手国負担事項としてその実施時期や内容、費用負担等について確約を取り付ける

## 2) ノトラ配水池に関する問題

- ① ノトラ配水池は、1 池内に仕切り壁を設けた 2 槽（各 5,000 m<sup>3</sup>）で構成されている。そのうち 1 槽はカチル地域への配水、もう 1 槽はノトラ配水池より下流地域への送水に使われている。このように同配水池からは 2 系統が出ており、送水と配水機能を持っているため運用が難しい
- ② ノトラ配水池より下流地域への送水に使われている 1 槽は満水になることが多い。満水時にはソベ浄水場の送水ポンプの一部を止めるなどしており、ソベ浄水場での生産可能量の全てを送水できていない。この原因としては、ノトラ配水池より下流地域における不適切な送配水管網の布設や、下流地域への送水に使われている 1 槽の容量不足等が考えられる

こうした現状を踏まえ、本事業では以下の方針を想定している。

- ① キガリ市では、今後、上水道施設全体の改善に向けた本格的な調査が行われる予定である。ノトラ配水池の拡張や運用については、その中で詳細に検討される見込みである。こうした調査計画があることを念頭に置きながら、ノトラ配水池に関し、本事業で対応しておくべき内容を検討する
- ② 具体的には、ソベ浄水場の拡張計画やノトラ配水池の運用状況、ソベ送水系における同配水池の機能や位置付け、ノトラ配水池より下流への送水量や水需要等の確認を行い、同配水池の拡張について、その必要性も含めた検討を行う。万一、拡張が必要ないと判断された場合は、ノトラ配水池の現状を踏まえ、ソベ浄水場や同配水池等の運用改善について提言を行う

## (7) 本事業による既存施設や給水サービスへの影響回避

本事業では給水を継続したままの工事になり、可能な限り断水が少なくなる施工計画が求められる。ただし、その施工方法が過度なコストとならないよう、WASAC と十分協議を行う。

## (8) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイダンス」（2014 年 9 月）（以下、「安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、当国での最近の既往調査報告書等や JICA 事務所から当国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの

安全施工技術指針及び収集した当国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等により当国の他案件の事例も踏まえた上で必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。また、必要に応じて当国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA 事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について JICA 事務所を確認し合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告を行う。

#### (9) 内部照査の実施

設計内容の正確性と成果品の品質を確保するために、概略設計にかかる内部照査を行うものとする。コンサルタントは配布資料「照査チェックリスト（サンプル）」を参照しつつ、照査項目を検討し、チェックリスト方式で作成する。プロポーザルでは照査計画の考え方及び照査項目（項目のみ）を提案すること。照査計画及び照査項目の詳細（主な内容）については、業務計画書に記載の上、JICA に提示すること。なお、プロポーザルでは、概略設計と詳細設計における照査の関連性を念頭に置き、詳細設計段階で想定される照査項目についても併せて作成、提案する。

#### (10) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、JICA 環境ガイドライン）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、JICA 環境社会配慮カテゴリ B に分類されている。

本事業ではキガリ市の市街地における送水管の布設等のため、用地取得や非自発的住民移転が発生する可能性がある。本調査においてはそれらを可能な限り回避するよう計画し、回避できない場合は最小化の検討を行った上で適切な代償を策定するよう、住民移転計画の作成について WASAC を支援する。その過程において、WASAC が適切なステークホルダー協議と被影響者との合意形成を行うよう十分な支援を行うことも重要である。

## 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

### <国内準備作業>

#### (1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料（基礎調査ファイナルレポート等）の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

### <第1次現地調査>

#### (2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) プロジェクトの背景・経緯・目的・内容等の確認

- 1) 要請内容の範囲、内容等について先方の意向を確認する。
- 2) 「Rwanda Vision 2020」や「Economic Development and Poverty Reduction Strategy II 2013–2018 (EDPRS 2)」等、当国における給水セクターに関する上位計画や各種政策、計画、プログラム等の内容を確認する。当国は現在、「Rwanda Vision 2050」及びEDPRS 3を作成中であり、可能な限りその内容も確認する。
- 3) 当国及びキガリ市の都市給水にかかる社会経済状況、給水サービスの現状、給水需要、関係する各種政策、計画を確認し、その進捗状況や課題、本事業の重要性、位置付け等を確認する。
- 4) 要請内容を無償資金協力で実施するにあたっての必要性、緊急性、妥当性を検証・分析する。
- 5) 過去の類似案件と他ドナー・機関によるプロジェクトの実施状況を確認する。

(4) 本事業の実施体制の確認

実施機関となる WASAC の権限や組織体制、近年の予算状況や財政状況、技術水準、人員配置計画、本事業の実施体制等を確認し、本事業の実施機関として問題がないか確認する。

(5) 現状把握調査

1) 既存施設の構造及び仕様、使用状況の把握

ンゾベ浄水場からンゾベ - ノトラ送水幹線、ノトラ配水池までの既存施設に関し、図面及び現場を確認することにより、設計上の能力、現状の能力、老朽化の状況等を確認する。これらを踏まえ、各既存施設の運転状況、機器の作動状況等を確認する。なお、設備の不具合等が確認された場合には、継続利用の可否や、一部補修についても検討を行う。WASAC が現在作成中の GIS マッピングデータも活用する。

2) ノトラ配水池の周辺地域（ンゾベ - ノトラ送水幹線から直接分岐）における給水状況の確認

主な項目は、給水人口や各戸接続数、公共水栓数、無収水率、給水時間、給水圧、水道以外の水源利用状況等を想定する。他に必要と判断される調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。

(6) 新規送水管ルート確定

新規送水管ルートについては基礎調査で提案した案を想定しているが、そのルートの詳細に調査し、コストや環境社会配慮等の観点を踏まえ、必要に応じて再検討を行いルートの確定を行う。

新規送水管ルートを示す図やコスト、環境社会配慮等に関する情報を取り纏め、

テレビ会議等を通して JICA と事前協議した上で、当国側とテクニカルノートとして確認する。新規送水管ルート確定は、第 1 次現地調査開始後、1 カ月以内に行う。

#### (7) サイト状況（自然条件等）調査

ノトラ配水池の周辺地域への配水管付け替えとノトラ配水池の拡張について方針を検討し、(6) の検討も踏まえ、本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、別紙 2「自然条件調査仕様書（案）」に示す調査を実施し、施設計画、施工計画に反映させる。このサイト状況調査は、現地再委託で実施することも可とする。

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、プロポーザルで提案する。また、上記項目以外に必要と判断される調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案する。

#### (8) ソフトコンポーネント計画

WASAC と協議の上、ソフトコンポーネント計画を策定する。現在実施中の技術協力プロジェクト「ルワンダ国無収水対策強化プロジェクト」の成果の活用を考慮して同計画の検討を行う。策定においては「ソフトコンポーネント・ガイドライン（第 3 版）」を参照して計画を作成して JICA の確認を得る。

#### (9) 環境社会配慮

本事業では、JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成支援を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2017年4月)」に基づくこととする。当国の法令に準拠して環境影響評価(EIA)の実施が求められるか確認し、当国側による円滑な実施の支援とスケジュール調整等にも留意する。

また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドラインの環境チェックリスト案を作成する。環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。

- 1) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む）
- 2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ・ 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
  - ・ JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
  - ・ 関係機関の役割
- 3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- 4) 影響予測

- 5) 影響評価及び代替案（「本事業を実施しない」案を含む）の比較検討
- 6) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- 7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用等）（案）の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討）

JICA 環境ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下 1)～12)の通り。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2017 年 4 月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。

- 1) 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 8) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
- 9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 10) 費用と財源
  - 11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
  - 12) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参

加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へどのように反映したかも記載する。

これらの環境社会配慮に関する調査は、現地再委託で実施することも可とする。

また、「JICA 気候変動対策支援ツール (JICA ClimateFIT)」を参照し、本事業が緩和策/適応策と考えられるか判断を行い、考えられる場合は、緩和策の効果や計画の中で適切な対応が含まれるよう検討を行う。

#### (10) 相手国負担事項の確認

- 1) 我が国無償資金協力制度を踏まえ、本計画で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を明確に説明する。
- 2) 相手国側負担事項（施設用地の確保、資機材保管用地の確保、機材設置に係る各種許可手続き、機材運搬・維持管理費用の確保、公租公課の免税手続き、通関手続き等）のプロセス、実施時期・所要期間・費用、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 3) 上記調査結果は、無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施時期や予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、同情報は、詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

#### (11) 税金情報の収集整理

- 1) 無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、各税目について、当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、受注企業が免税（または事後還付）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。また、過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。
- 2) 対象となる税目は以下のとおり。
  - ・法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
  - ・個人の所得に課される税金（個人所得税等）
  - ・資機材の輸入に課される税金や諸費用
  - ・付加価値税（VAT 等）
  - ・その他当該事業実施において関係する主要税目
- 3) 免税情報は、現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、同事務所が有する情報の確認と情報の更新について合意する。調査結果は、所定の様式（免税情報シート）（別紙 3 参照）にまとめて調査報告書に添付するとともに、JICA 事務所へ報告する。

#### (12) 現地調査内容の整理

第1次現地調査での調査内容について整理し、テレビ会議等を通してJICAと事前協議した上で、当国側とテクニカルノートとして調査事実や事業内容の計画策定に必要な方針等について確認する。

#### <第1次国内解析>

##### (13) 現地調査結果概要の作成・説明

第1次現地調査の帰国後、現地調査結果概要を作成し、帰国報告会で説明する。

##### (14) 設計・積算方針会議の開催

第1次現地調査の帰国後、設計・積算方針会議を開催する。

##### (15) 事業内容の計画策定

第1次現地調査と帰国報告会、設計・積算方針会議での協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取る。

###### 1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

###### 2) 基本設計（施設・機材計画、基本的仕様）

###### 3) 概略設計図

###### 4) 施工・据付・調達計画

- ・ 施工・据付・調達方針
- ・ 施工・据付・調達上の留意事項
- ・ 施工・据付・調達区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工・据付・調達監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 初期操作指導・運用指導等計画
- ・ 実施工程

##### (16) 運営・維持管理計画

ルワンダ側が行うことになる協力対象施設・機材等の運営・維持管理計画（運営維持管理費の概算を含む）を作成した上で、運営・維持管理上の留意事項を提言する。

##### (17) 事業の概略事業費

本事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を

説明し、確認を取ることとする。

積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な積算としなければならない。なお、機材については入札に対応できる精度を確保する。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算にあたっては、上記マニュアルの補完編・機材編（2017年7月）を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月）」に記載する様式に取りまとめる。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手する。

- ・実施時期
- ・事業費（総事業費及び内訳）
- ・概略の仕様
- ・入札方法
- ・契約条件（支払い条件（履行保障の有無等）等）
- ・調達・施工監理方法（品質管理、工程管理等）

4) 予備的経費

本事業に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。

- ・経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率、外貨建て比率等）
- ・事業実施段階における設計内容変更にかかるリスク
- ・自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- ・現地政府のガバナンスにかかるリスク
- ・治安状況にかかるリスク

(18) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。

(19) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に、事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法についても検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(20) 事業評価

事業評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、定量的効果と定性的効果に分類して評価し、定量的効果については可能な限り定量的指標



を設定し、事業完成后、約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。

(21) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

(22) 事業概要の本邦企業への説明

JICA は、準備調査報告書（案）の説明調査前に本調査の対象事業への応札を検討する本邦企業（OCAJI 等の関連業界団体を含む）に対し事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業といった、事業実施に重要なポイントを説明する事業説明会を開催する。コンサルタントは、同説明会において調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。また、同説明会において説明会への企業から出た質問やコメントに対する対応を JICA と協議し、調査結果に反映させる。

<第2次現地調査>

(23) 準備調査報告書（案）の説明・協議

準備調査報告書（案）を当国の政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。協議説明に際しては、効果的かつ効率的な説明が可能となるよう準備を行うこと。特に、プロジェクト実施における先方負担事項、維持管理体制等、プロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

<国内作業>

(24) 準備調査報告書等の作成

当国の政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書、概要資料等を作成する。なお、準備調査報告書、概要資料等は、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」に従った内容とする。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。このうち (5) から (10) を最終成果品とする。

- (1) 業務計画書（提出：契約締結後 10 日以内）：和文 2 部
- (2) インセプション・レポート（提出：第 1 次現地調査の派遣 7 日前）：英文 15 部
- (3) 第 1 次現地調査結果概要（提出：第 1 次現地調査の帰国後 7 日以内）：和文 2 部
- (4) 準備調査報告書（案）（提出：第 2 次現地調査の派遣 14 日前）：和文 5 部、英文 15 部
- (5) 概略事業費（無償）積算内訳書（提出：2018 年 10 月下旬）：和文 2 部（※コスト縮減検討資料を含む）
- (6) 機材仕様書（提出：2018 年 9 月中旬）：和文 2 部、英文 2 部
- (7) 概要資料（提出：2018 年 9 月中旬）：和文 1 部、CD-R 1 枚（※設計図及び完成予想図並びに測量成果等を含む）

- (8) 準備調査報告書（提出：2018年10月下旬）  
：和文（製本版）8部及びCD-R 2枚  
：英文（製本版）15部及びCD-R 3枚  
：和文（簡易製本版）2部及びCD-R 2枚  
（※設計図及び完成予想図並びに測量成果、進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版等を含む）
- (9) デジタル画像集（提出：2018年10月下旬）：CD-R 2枚（デジタル画像50枚程度）
- (10) 免税情報シート（提出：2018年10月下旬）：和文1部、英文1部

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条（改訂版）に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) 「概略事業費（無償）積算内訳書」については、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」及び同マニュアル補完編・機材編（2017年7月）を、その他の成果品については、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2015年4月）に準拠することとする。

注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：先行公表用簡易製本版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注5) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また英語報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英語により作成すると共に、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブ・スピーカーの校閲を受けること。特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程計画

2017年11月から第1次現地調査、その後、国内解析（積算審査に要する期間を含む）を行い、2018年8月に第2次現地調査を実施することを想定する。調査の工程管理においては、JICAによる積算審査に通常2カ月程度要することに留意する。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途：約18.05 M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は下記のとおり想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、担当分野の変更、統合、分割がある場合、理由を付して、プロポーザルで提案すること。

- 1) 総括／水道計画／送水管（2号）
- 2) 施設計画・設計／地質（3号）
- 3) 運営維持管理・ソフトコンポーネント計画
- 4) 設備・機材計画
- 5) 施工・調達計画・積算
- 6) 環境社会配慮
- 7) 照査

#### 3. 配布資料、公開資料

(1) 配布資料：

- ① Rwanda Vision 2020 (revised 2012)
- ② National Water Supply Policy (NWSP) (2016)
- ③ National Water Supply Policy Implementation Strategy (2016)
- ④ Economic Development and Poverty Reduction Strategy II 2013-2018 (EDPRS II)
- ⑤ Kigali City Master Plan 2013
- ⑥ 照査チェックリスト（サンプル）

(2) 公開資料：

- ① 「ルワンダ共和国都市給水に係る基礎情報収集・確認調査」ファイナル・レポート  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12286373.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12286373.pdf)

#### 4. JICAからの参加団員

第1次及び第2次現地調査にはJICAからの調査団参加を予定している。それぞれの現地調査における参加目的は以下のとおり。

(1) 第1次現地調査

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本事業の要請内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。なお、JICAからの参

団は、第1次現地調査の開始時期を想定している。

(3) 第2次現地調査

準備調査報告書(案)について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

**5. 現地再委託**

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

- (1) 地形測量
- (2) 地質・地盤調査
- (3) 環境社会配慮

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。これらに係る費用は別見積とする。

**6. その他の留意事項**

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本事業の実施が我が国無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画につき明確に記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2及び様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の同行

現地調査に関し、業務主任は、JICAからの参加団員滞在期間中原則として当該団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(4) 安全への配慮

ルワンダキガリ市の治安は比較的安定しているが、JICALルワンダ事務所との連携を密にし、現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICALルワンダ事務所、在ルワンダ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の

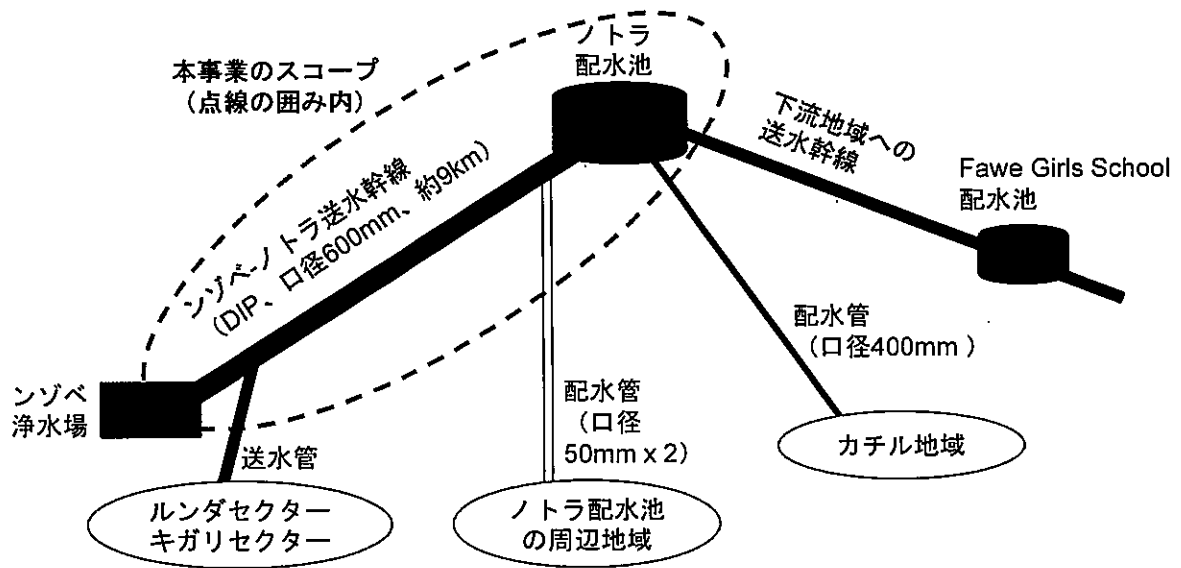
治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地作業中における安全管理体制はプロポーザルに記載すること。なお、現地作業に先立ち渡航予定の業務従事者全員について、外務省「たびレジ」に登録する。

(5) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年11月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

別紙1「ンゾベ-ノトラ送水幹線周辺の現在の概略図」



## 別紙 2 自然条件調査仕様書（案）

### 1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、本事業サイトにおける地形や地質等の自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計施工計画、積算に活用する。

また、本計画により建設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に活用すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、本事業の内容も考慮の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法や項目、手法、位置、数量、成果等）を検討し、プロポーザルにて提案する。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

調査のうち、地形測量と地質・地盤調査については現地再委託を認める。また所要の費用は見積に含めない（外/別積り）。

### 2. 調査項目

(1) 気象調査：気象に係る各種情報を収集する。

(2) 地形測量

1. 平面測量：ノトラ配水池の拡張エリア（測量面積約 8,000 m<sup>2</sup> を想定）、ノトラ配水池の周辺地域への配水管の付け替えに関連し必要となる高架水槽の設置エリア（測量面積約 600 m<sup>2</sup> を想定）

2. 縦横断測量：ンゾベ - ノトラ送水幹線（約 11.3 km を想定）

(3) 地質・地盤調査（ポーリング及び標準貫入試験）

1. ンゾベ - ノトラ送水幹線の新設ルートにおける水管橋の建設地点（計 4 カ所を想定）

2. ノトラ配水池の拡張エリア（2 地点）、ノトラ配水池の周辺地域への配水管の付け替えに関連し必要となる高架水槽の設置エリア（1 地点）

(4) 地盤調査（試掘調査）：送水管の布設予定位置で 100～数 100 m ごとに 1 カ所程度

免税情報シート

更新日：●年●月●日

(1) 企業の所得に課される税金 (法人税など)

【税の基礎情報 (名称、税率、計算方法、根拠法)】

【免税に必要な情報 (手順、申請先、所要期間)】

【備考】

備考：一般的には施設建設案件において法人税の免税手続きが必要となる。

(2) 企業の従業員の所得に課される税金 (個人所得税など)

【税の基礎情報 (名称、税率、計算方法、根拠法)】

【免税に必要な情報 (手順、申請先、所要期間)】

【備考】

備考：一般的には施設建設案件において個人所得税の免税手続きが必要となる。

(3) 付加価値税 (VAT)

【税の基礎情報 (名称、税率、計算方法、根拠法)】

【免税に必要な情報 (手順、申請先、所要期間)】

【備考】

備考：事前免税方式か事後還付方式かについて正確に記載すること。VATの免税/還付申請のために、当該国で法人登録や税務監査の受入れなどが必要になり、追加コストが必要となる場合もあるため、これら手続きやコストについても記載する。

(4) 資機材の輸入及び再輸出の際に課される税金や手数料

【税の基礎情報 (名称、税率、計算方法、根拠法)】

【免税に必要な情報 (手順、申請先、所要期間)】

【備考】

備考：事前に免税証明書等が発行され、通関時に免税が確保される方式と、通関後の事後申請により還付される方式とがありえるため明確に記載すること。

(5) その他、優先的に免税を確保すべき税目

【税の基礎情報 (名称、税率、計算方法、根拠法)】

【免税に必要な情報 (手順、申請先、所要期間)】

【備考】

以下、JICA 内部情報 (非公開)

在外事務所の担当者 (部署、名前、連絡先) :

更新履歴 : (更新日、更新者、更新内容)



Tax exemption procedure in xxxxx

Date of update: day, month, 201x

(1) Fiscal levies and taxes with respect to the corporate income (Corporate tax)

A. Tax Basic Information (name, percentage, how to calculate, basis law)

B Tax Exemption Procedure(procedure, application authority, required time)

C Other remarks

(2) Fiscal levies and taxes on their personal income (Personal income tax)

A. Tax Basic Information (name, percentage, how to calculate, basis law)

B Tax Exemption Procedure(procedure, application authority, required time)

C Other remarks

(3) Value added tax (VAT)

A. Tax Basic Information (name, percentage, how to calculate, basis law)

B Tax Exemption Procedure(procedure, application authority, required time)

C Other remarks

(4) Duties and related fiscal charges with respect to the import and/or re-export of materials and equipment (Customs)

A. Tax Basic Information (name, percentage, how to calculate, basis law)

B Tax Exemption Procedure(procedure, application authority, required time)

C Other remarks

(5) Other taxes

A. Tax Basic Information (name, parentage, how to calculate)

B Tax Exemption Procedure(procedure, application authority, required time)

C Other remarks

Followings are JICA internal use ONLY

Person in charge in JICA office (Name, Name of the office, E-mail)

Update history information (Date, Name, updated contents)

